

立命館大学父母教育後援会

家計急変奨学金

2025 年度 募集要項

出願・問い合わせ先

<衣笠キャンパス>

学生オフィス（衣笠）奨学金係（研心館 2 階）

法・産業社会・国際関係・文学部

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

TEL：075-465-8168 FAX：075-465-8169

<びわこ・くさつキャンパス（BKC）>

学生オフィス（BKC）奨学金係（セントラルアーク 1 階）

経済・理工・生命科学・薬・スポーツ健康科学・食マネジメント学部

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1

TEL：077-561-2854 FAX：077-561-3954

<大阪いばらきキャンパス（OIC）>

学生オフィス（OIC）奨学金係（A棟 1 階 AS 事務室内）

経営・政策科学・総合心理・グローバル教養・映像・情報理工学部

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150

TEL：072-665-2135 FAX：072-665-2139

<受付・問い合わせ時間 平日 9：30～11：30・12：30～17：00>

※火曜のみ 12：30～17：00

《 個人情報の取り扱いについて 》

今回提出されている願書や家計状況を示す書類等の情報は、奨学金の選考に利用します。また、今後の募集案内においても利用する場合があります。

あなたの情報は、この利用目的の範囲内においてのみ、大学および業務委託先が利用します。

立命館大学 学生部

奨学金の概要と募集について

1. 立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金の目的

『家計急変奨学金は、家計の急変により授業料等の納付が困難となった学生に奨学金を給付することにより、修学の継続を支援することを目的とする。』

(立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金規程第2条より抜粋)

2. 出願資格・要件

本奨学金への出願については、以下の資格・要件を満たしていることが必要です。

(1) 出願資格

奨学金への出願については、学部在籍する学生であり、学生の授業料を負担する者で大学の父母教育後援会の会員である者(以下「学費負担者」という)に、以下の事由が出願日からさかのぼって1年以内に発生したことを必要とします。

※父母教育後援会の会員でない時期(大学入学前や退会中)に発生した事由は対象となりません。

1) 死亡

学費負担者が死亡した場合

2) 重度後遺障害が生じたことにより就労不能となった場合

学費負担者に重度後遺障害が生じたことにより修業年限まで就労不能となった場合。

※重度後遺障害とは以下に該当する場合とします

- ① 「身体障害者福祉法」により身体障害者2級以上の認定を受けた場合
- ② 「国民年金法施行令」および「厚生年金保険法施行令」によって障害等級1級以上の認定を受けた場合
- ③ 上記①、②に該当しないが、けがや疾病の状態が快方に向かう見通しが薄く、重度後遺障害と同等程度の状態が続き就労不能である場合

※精神障害は対象となりません。

- 兄弟姉妹が立命館大学の学生の場合は、それぞれ出願してください。
- 立命館大学父母教育後援会留学生奨学金の受給資格を有する外国人留学生は出願できません(「外国人留学生ハンドブック奨学金・授業料減免ページ」をご確認ください)。

3. 奨学金の給付期間および給付金額

給付決定があった日が属する学期から在学期間が4年（薬学部薬学科は在学期間6年）に達する学期までの授業料相当額を奨学金として給付します。

但し、給付決定があった日が属する学期が在学期間4年となる学期もしくは在学期間4年を超えている場合は、その学期から2学期分を奨学金として給付します。給付期間中に卒業・退学等で学籍を失った場合は、給付を中止します。

◎給付決定があった日が属する学期  ⇒ 給付期間（薬学科除く）

1回生		2回生		3回生		4回生		5回生		6回生
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
			◎							
			◎	休学						
				休学	◎					
							◎			
									◎	
	◎									
		回生進行保留								

※回生進行保留（いわゆる留年）等により、回生が進行せず、再度同一の回生に在学する期間も奨学金が給付されます。その場合も給付期間は在学期間が4年に達する学期までとなり、在学途中で給付が終了することになります。

■休学期間中

給付決定があった日が属する学期も含む給付期間中に休学した場合は、在籍料を給付します。休学期間は給付期間に含みません。

■留学期間中の奨学金給付については、学生オフィスでご確認ください。

4. 給付方法

奨学金額を授業料から差し引く方法で給付します。

（父母教育後援会が給付金額を採用者の授業料として立命館大学へ支払います）

※すでに授業料を納入されている場合は、過払金として差額を返金します。（翌年度5月以降）

※他の授業料減免もしくは授業料から差し引く形式で給付する奨学金を当該学期（セメスター）に受給している場合、給付金額は当該学期（セメスター）の授業料相当額が上限となります。

5. 給付の中止・取消

以下の場合、奨学金の給付が中止・取消となります。

- ・学籍を失ったとき
- ・停学期間が3ヶ月を超える懲戒を受けた場合
- ・申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明した場合

※ 奨学金の給付が中止・取消された者に対し、過払いの給付額を授業料として返還を求められることがあります。

6. 募集・出願期間・書類提出方法

- ・随時募集
- ・家計急変事由（死亡、重度後遺障害が生じたことによる就労不能）が起こってから1年以内に出願

<書類提出方法>

所属キャンパスに持参、もしくは学生オフィス（衣笠）へ郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、「郵送出願宛先用紙」を封筒に貼り、特定記録郵便（あるいは簡易書留）で送付してください。

※以下期日を過ぎて出願された場合は、翌学期を給付開始学期として選考します。

春学期：2025年7月31日（消印有効） 秋学期：2026年1月30日（消印有効）

※卒業回生は、当該卒業年度の1月30日までに提出してください。

7. 学業（成績）要件 ありません。

8. 選考方法

出願資格および出願要件を満たした方全員に給付します。

9. 採用決定

原則として出願日より1ヶ月を目途に奨学金の採否を学生本人に通知します。

採用となった場合は、父母教育後援会会長宛の「お礼状」を作成・提出いただきます。

<留意事項>

■選考にあたって公平・公正を期すためにその事情を証明する書類を提出して頂く必要があります。本要項をよく確認のうえ、必要書類を準備、提出してください。

■出願状況により、追加書類の提出をお願いする場合があります。

■当奨学金の選考や給付にあたり、委託した調査機関等から出願者に直接お電話することがあります。

提出書類の作成・準備と提出

※受給資格があるにもかかわらず、書類不備のため選考対象外とならないよう、募集要項をよく読んだうえで出願書類を準備してください。

なお、提出された出願書類は一切返却いたしません。ご了承ください。

出願書類

以下（１）～（２）の書類を提出してください。

（１）立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金願書

※本学奨学金ウェブサイトよりダウンロード、印刷のうえ提出してください。

（２）出願事由（家計急変事由）を示す書類

＊提出する証明書類は、コピーで提出してください。

＊提出された出願書類は一切返却いたしません。

父母（もしくは保証人）の方へ：ご事情により（学生本人の手を介さず）直接（２）出願事由（家計急変事由）を示す書類の提出を希望される場合は、事前に学生オフィスまでご相談ください。

① 学費負担者の死亡の場合

書類	留意事項
■ 戸籍全部事項証明書	死亡されたことが確認できる、発行されてから３カ月以内のもの コピーを提出してください。

② 学費負担者が重度後遺障害を生じたことにより就労不能となった場合

	書類	留意事項
(ア)	■ 戸籍全部事項証明書	発行されてから３カ月以内のもの コピーを提出してください。
(イ)	■ 身体障害者手帳（１級、２級）の写し	取得者および取得年月日がわかる頁（更新日がある場合は当該頁も含めて提出）
	■ 障害者年金証書（１級）の写し	障害者年金を受給されている場合、受給者および認定年月日がわかる頁
(ウ)	■ 医師の診断書	病状と就労不能状態を確認。 ※必要に応じて追加の書類提出を求める場合があります。
(エ)	■ 同意書	医療機関へ医療照会を行うための同意書

その他、出願状況やご事情により記載されていない書類の提出をお願いしたり、状況のヒアリングを行ったりする場合があります。予めご了承ください。

全キャンパス共通で、学生オフィス（衣笠）担当者よりご連絡致します。（Tel. 075-465-8168）

以上